

19中地交第4号  
2019年10月1日

日本郵便株式会社中国支社  
支社長 篠原 勝則 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 小野 康邦 ㊟

### 2019年度年末始業務運行に関する要求

広島東郵便局機能移転後、初めて迎える年末始業務運行は、絶対に混乱することがないように細心の準備が必要であり、労使の意思疎通とともに全社員で協力していくことが求められると考えます。また、世間からはかんぽ生命はもとより、郵便営業についても不適切営業について関心をもって見られている状況です。今年末始業務運行を正常に運行するためにも、以下の要求を提出しますので、11月15日までに誠意ある回答をお願いします。

#### 記

- 1、 年末始業務運行計画（新夜勤の復活局、年賀処理における広島局、岡山局の取り扱い、2パス処理等）を明らかにすること。
- 2、 連続出勤については、6日以内となるようにすること。
- 3、 12月31日から1月3日までは、超勤を行わないこと。
- 4、 年末始繁忙期における短期期間雇用社員の雇用確保に万全を期すこと。また、年明け以降も休暇処理対策として長期雇用できるようにすること。
- 5、 年末始には夜間窓口が混雑するので、十分な要員配置をすること。
- 6、 「36協定」違反を起こさないよう各局を指導すること。また「特別条項」を適用しないようにすること。
- 7、 年賀郵便物配達結束打切り便について、元旦配達分は12月30日夜までとすること。
- 8、 1月2日は集配交付を規制し、3日以降に振り分けること。
- 9、 昨年度における支社内の販売枚数と引き受け通数を明らかにすること。
- 10、 交通事故、ロールパレット事故等の労働災害の根絶に万全を期すこと。
- 11、 年末始繁忙が始まるまでに、全社員が業研に参加するように指導すること。
- 12、 コンプライアンスを徹底するため短期期間雇用社員も含め、全社員に研修を実施し参加させること。
- 13、 コスト感覚を欠いた営業活動による超勤発令はしないこと。

- 14、 ロールパレット、パレットケース等物品が不足することがないようにすること。
- 15、 ゆうパック対策として、各局が直接雇用できるよう予算配分も含めて対処すること。
- 16、 短期期間雇用社員を除く全社員に冬期休暇を付与すること。
- 17、 採用局の違いで短期期間雇用社員の時給に格差が生じないように関係局に指導すること。
- 18、 長期期間雇用社員のモチベーション維持のため、繁忙期間中の手当てを新設すること。
- 19、 年賀遅だし傾向による年明け対策として、超勤に頼るばかりではなく廃休、廃非も含め柔軟に対応できるよう指示すること。

以上